

建築物等計画変更承認申請について

建築許可の内容を変更する場合で、次のいずれかに該当するものは建築物等計画変更承認申請を行うこと。それ以外の変更については、すべて軽微な変更(様式なし、変更図面1部提出)を行うこと。

【専用住宅の場合】

1 建築物の建築面積又は延べ面積の10m²以上の増減を伴うもの

2 建築物の排水施設計画の大きな変更

(例:西側側溝放流→東側水路放流、浄化槽接続→下水道接続等)

3 建築物の位置の大きな変更(1m以下の移動は除く)

4 建築物の平面計画の大きな変更(例:兼用住宅への変更等)

5 建築物の階数の変更

6 確定測量による敷地面積の変更

* 許可敷地自体の変更(土地の追加、減少含む)は変更手続きではなく、再度許可申請

【専用住宅以外の場合】

1 上記専用住宅の場合と同様の変更

2 34条1号の店舗、審査会基準第16号の社会福祉施設等における間取りの変更

* 他課に照会が必要な物件の間取りの変更は変更承認が必要